

国民年金

へ 国民年金 皆さんの皆 成人の 20歳から



国民年金は生涯にわたって保障されます

た場合に受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れる遺族年金があります。

■国民保険料免除・猶予制度

保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

■国民年金は期限までに納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来やいざというときに年金が受け取れないことがありますので、保険料は必ず期限までに納めましょう。

国民年金のご相談・手続きについては、町住民生活課または熊本東年金事務所にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先  
町住民生活課

☎096・234・1113

(内線104)

・熊本東年金事務所

☎096・367・8144

■年金の給付は3種類  
国民年金には、65歳以降、生涯にわたり受け取れる老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残った

■国民年金は支払いの制度  
国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。  
具体的には、20歳から60歳までの人が加入し国民年金保険料を納め続けることで、年を取ったときや病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができ

国民健康保険

■国保が国保を支えています

国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合い、病気やけがをしたときに備える仕組みです。そのおかげで、わたしたちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができています。

もし、国保がなかったら医療費は全額自己負担になります。国保制度を支える貴重な財源である国保税を納めないはこの仕組みが成り立たなくなってしまうです。

■国保の加入・脱退は忘れずに届け出ましょう

国保税は、加入の届け日からではなく、国保加入の資格を得た日から課税され、国保を辞める月の前月まで計算されます

加入の届け出が遅れたり、ほかの保険に加入したのに国保を辞める届け出をしないままだと、保険料と国保税を二重に支払ってしまうこととなります。

■国保税を滞納すると

高額な医療費を負担する前に限度認定を受けていれば、医療費の自己負担は限度額までで済みません。しかし、国保税を滞納していると限度額認定を受けられない場合があります、その場合は高額な医療費をいったん窓口で負担しなければなりません。

さらに、滞納が続くと通常の被保険者証より有効期限が短い「短期被保険者証」や被保険者証の代わりとなる「資格証明書」が交付される場合があります。この「資格証明書」は、国保の被保険者であることを証明するものではありませんが、医療費はいったん全額自己負担となります。

■納付には口座振替が便利

皆さんの支払いで成り立っている国保の健全な運営のために、国保税は納期限までに納めましょう。

納付には、便利で安心、確実な口座振替がおすすめです。

国民健康保険税が国保を支えています



国民健康保険CMキャラクターの稲村亜美さん

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 106)

## 災害義援金

### 一部損壊世帯に対する義援金配分申請を受け付けています

町では、平成28年11月に開催された県の平成28年熊本地震災害義援金配分委員会において配分が決定された「一部損壊世帯に対する義援金」について、配分申請を受け付けています。

#### ● 義援金の配分基準と基準額

平成28年熊本地震により被害を受けた住家が「一部損壊」の判定を受け、被災住宅の修理に100万円以上支出した世帯に対して10万円を配分します。

※対象となる範囲は、日常生活に欠くことのできない部分の修理であり、内装や外構のみの工事、家電製品の修理などは除きます。

※対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。

#### ● 申請受付日時

開庁日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時

#### ● 申請受け付け期限

平成30年3月30日（金）

#### ● 申請受け付け窓口

町住民生活課

#### ● 申請に必要なもの

- ・ 義援金申請書（町住民生活課窓口での受け取りまたは町公式ウェブサイトでダウンロードできます）
  - ・ 罹災（りさい）証明書（住家被害が「一部損壊」と判定されたもの）
  - ・ 修理領収書
  - ・ 修理工事の内容が分かる書類（工事内訳書、工事情細書、見積書など）
  - ・ 申請者名義の預金通帳の写し
  - ・ 申請者の印かん
  - ・ 申請者の身分証明書（運転免許証や健康保険証など）
- ※義援金の申請者は、原則、世帯主となります。
- 不明な点は、町住民生活課へお問い合わせください。

#### ▼ お問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096-234-1113

（内線107）

町公式ウェブサイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp>

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 107）

## 男女共同参画

### 男女共同参画啓発イベントを山都町で開催

平成28年12月4日（日）、山都町の千寿苑で、上益城郡内5町による啓発イベント「男女共同参画を考えよう！第5回上益城大会 in やまと」が開催されました。

大阿蘇蘇陽太鼓「喜楽」による力強い太鼓と繊細な笛のハーモニーのオープニング、基調講演では、人吉市の農村レストラン「ひまわり亭」のオーナー本田節さんが「地域づくりは女性の声を」という演題で講演されました。

人吉市にある郷土家庭料理「ひまわり亭」は、「もったいない」をキーワードとし、地域の財産である「おばちゃん・おばあちゃん」の知恵・経験・技・感性、地域

## 男女共同参画社会啓発イベントを開催



講師の本田さんが基調講演を行った啓発イベント

のすばらしい食材、取り壊し寸前の築120年の古民家を「もったいない」と活かし、地域安心・安全な食を提供し、「食」を通して地域づくりへの貢献や食育活動、女性の起業アドバイスにも力を注がれています。

本田さんは、熊本地震の際、南阿蘇の地域づくりの仲間のためにできることをと思い、本震翌日には支援物資を積み込み出発。日ごろのネットワークの大切さと素晴らしさを実感したそうです。そこには老若男女関係なく「できることをできる人がやる」まさしく男女共同参画社会の姿があったそうです。

さらに本田さんは、「女性の声を聴かない企業は潰れる。女性の働く環境を整えない企業は潰れる」という言葉を紹介し、「男女共同参画社会とは、女性の人権を主張する取り組みではなく、性別に関わらず「自己啓発」、「自立（精神的・経済的）」、「地域貢献」そして「生涯現役による自己実現」の先にあるものであり、働くということとは、仕事に限らずボランティアでも「自分自身が納得できること」の追求「だということ忘れてはいけません」と強調しました。

町総務課 ☎ 096-234-1140（内線 222）